

- 第廿一條 支那會計ハ獨立トシ會費ハ會員一人ニ付キ毎月金二十錢トス。既納ノ會費ハ如何ナル場合ト雖モ一切返還セズ
- 第廿二條 支那ハ中央委員會ノ決議ヲ遵守スルヲ要ス
- 第廿三條 會費ハ會員一人ニ付金拾錢ノ割合ヲ以テ毎月未迄ニ支那ヨリ本部ニ納入スルヲ要ス
- 第廿四條 本部ノ必要ニ應ジ中央委員又ハ代議員總會ノ決議ヲ以テ本部費以外ニ更ニ支那ヨリ納入セシムル事ヲ得
- 第廿五條 會計年度ハ毎年二月及ビ八月トス
- 第廿六條 會計ハ會計審査員常ニ之ヲ監査シ會計其實ニ任ズ
- 第廿七條 會計決算ハ毎月機關紙ニ依リ報告ス
- 第廿八條 會費ハ會計ニ於テ中央委員會ノ承認セル確實ナル銀行預金トシテ保管ス

第六章 入會及脱會及賞罰

第廿八條 本則第三條第壹章スル者ハ本會ニ入會スル事ヲ得

- 第廿九條 本會ニ入會セントスル者ハ本部又ハ支那ニ申出ヅルベシ
- 第卅一條 會員ニシテ本則第二條ノ資格ヲ失ヒタル場合ハ脱會シタル者ト見做ス
- 第卅二條 會員ニシテ本會ヲ脱退セントスル場合ハ本部又ハ所屬支那ニ申出ヅベシ
- 第卅三條 會員ニシテ兼ノ模範タル行爲アリタル場合ハ之ヲ表彰ス、但シ其方法ハ中央委員會ニ於テ之ヲ定ム
- 第卅四條 會員ニシテ本會ノ趣旨ニ反シタル場合ハ之ヲ除名スルコトアルベシ。但シ代議員總會ノ同意ヲ得ルヲ要ス

第七章 補則

第卅四條 本規約ヲ改廢セントスル場合ニハ代議員總會ノ決議ヲ以テスルヲ要ス。但シ此ノ場合ニ限リ代議員總數三分ノ二以上出席スルニ非ラザレバ開會スル事ヲ得ズ